

2021年12月15日

株主各位

京都市中京区烏丸通押小路上ル秋野々町 535 番地
アマタホールディングス株式会社
代表取締役社長兼 COO 佐藤 博之

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、2021年11月26日開催の取締役会において、2022年1月1日をもって当社普通株式1株を5株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を2021年12月31日（同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には2021年12月30日となります。）と定めましたので公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、会社法第184条第2項の定めに基づき、2022年1月1日をもって当社定款第6条の発行可能株式総数を2,400,000株から12,000,000株にすることを併せて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以上

お知らせ及びご注意

1. 2022年1月1日（実質的には2022年1月4日）付にて、株式分割により増加した株式数がお取引口座のある証券会社等の振替口座簿に記録されることとなります。
2. 住所変更、改姓名等の各種お手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きくださいますようお願いいたします。